

若者の技能検定試験手数料を減額します！

山梨県では、平成29年度後期技能検定から、35歳未満の若者の実技試験手数料を次のとおり減額します。

なお、学科試験手数料(3,100円)に変更はありません。

1. 実施時期 平成29年度後期技能検定から
2. 対象者 実技試験2級又は3級を受検する35歳未満の方
35歳未満とは、実技試験日が属する年度の4月1日時点で35歳に達していない方です。
3. 減額内容 実技試験手数料を9,000円減額します。

対象者	実技試験手数料	
2級又は3級を受検する35歳未満の方 (在校生以外の方)	17,900円	【減額後】 8,900円
2級又は3級を受検する35歳未満の在校生	11,900円	【減額後】 2,900円

在校生とは、高等学校、大学等の在學生や職業能力開発施設の訓練生をいいます。

入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格に該当する方は減額対象外です。